

保育料の算定方法・減免について

【保育料の算定方法について】

お子さんの属する世帯の父親と母親の住民税の均等割、所得割の額の合計を基本とし（父親と母親以外にその家計の主宰者がいる場合はその方の税額も含む。）その額により階層が分かれ、保育料が決まります。

・ 4月分から8月分が前年度の課税状況により決まります。

・ 9月分から3月分が本年度の課税状況により決まります。

※3歳以上児、3歳未満児の非課税世帯は保育料が無料となります。

【3歳未満児の保育料の減免について】

・ 3歳未満児の保育料について、①、②の順で以下のような減免を行います。（①は課税額、ご家庭の状況等によりA、B、Cと減免方法が分れます。）

・ 保育料が0円になった時点で減免は終了します。

・ 減免に係る要保護世帯への該当は次の通りです。

(1) 児童扶養手当を受給している母子（父子）世帯である場合

(2) 当該児童の障害により障害者手帳が交付されている場合

(3) 当該児童の障害により特別児童扶養手当を受給している世帯である場合

(4) その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認める世帯）

①-A 住民税所得割の額が57,700円以上である場合

同時に通園しているお子さんの内、上から2番目のお子さんは該当の保育料の半額、3番目以降のお子さんは0円に減免になります。（時通園減免）

①-B 住民税所得割の額が57,700円未満であり、要保護世帯に該当しない場合

同一生計世帯員の中で、第2子目である場合は該当の保育料の半額、第3子目以降0円になります。（特例多子減免）

①-C 住民税所得割の課税額が77,101円未満であり、要保護世帯に該当の場合

同一生計の世帯員の中で、第1子目は、3歳未満児保育標準時間6,700円、保育短時間2,100円、第2子目以降は0円になります。（特例要保護多子減免）

② 通園しているお子さんが、世帯の中で高校生までの範囲において第3子目以降である場合は、該当の保育料または上記減免後の保育料より6,000円を上限に減免します。（第3子以降減免）